

愛知労働局発表
平成26年12月17日



担	需給調整事業部	需給調整事業第二課
	課長	牧 秀利
当	課長補佐	山本 茂
	副主任需給調整指導官	土方 健
当	副主任需給調整指導官	小田 秀樹
	副主任需給調整指導官	加藤 拓宏
	電話	052-219-5587
	FAX	052-219-5589

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令

及び労働者派遣事業改善命令について

愛知労働局（局長 藤澤 勝博）は、下記のとおり労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という）に基づき、特定労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分特定派遣元事業主

名 称 有限会社^{あらお}新生
代表者の職氏名 取締役 江連 知也
所在地 愛知県西尾市徳次町殿屋敷151番地
届出に関する事項 届出受理番号 特23-306132
届出受理年月日 平成26年2月20日

第2 処分内容

労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令

（労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令の内容は第4及び第5のとおり）

第3 処分理由

有限会社新生（以下「新生」という。）は、平成26年2月20日に特定労働者派遣事業届出書を提出した特定派遣元事業主であるが、平成14年11月頃から当該届出をせず業として労働者派遣を行い、少なくとも平成23年6月21日から平成26年2月19日までの間、延べ6,705人日にわたり、労働者派遣法第16条第1項に違反して特定労働者派遣事業を行ったこと。

また、平成26年2月20日から平成26年6月20日までの間、労働者派遣法第19条第1項に違反して、派遣元責任者の氏名に変更があったのに、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届出しなかったこと、同法第26条第1項に違反して、労働者派遣契約の締結に際し同条項に掲げる事項を書面に記載していなかったこと、同法第26条第6項に違反して、同条第5項の規定による派遣先からの抵触日の通知がないのに労働者派遣契約を締結したこと、同法第34条第1項に違反して、労働者派遣しようとするとき、あらかじめ派遣労働者に就業条件の明示をしていなかったこと、同法第35条第1項に違反して、労働者派遣しようとするとき、あらかじめ派遣先への通知をしていなかったこと、同法第37条第1項に違反して、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成していなかったこと。

第4 労働者派遣事業停止命令の内容

平成26年12月18日から平成26年12月31日までの2週間、労働者派遣事業を停止すること。

第5 労働者派遣事業改善命令の内容

- 1 有限会社新生は、その名称の如何を問わず以下に掲げるものに該当するもののうち、平成26年11月18日から平成26年12月17日までの間に実施されたもの及び平成26年12月17日において契約締結済等により今後実施されることになっているもの全てを対象として、これらが労働者派遣法に違反していないか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

なお、総点検にあたっては、特に次の法条項について重点的に点検すること。

- ① 労働者派遣法第19条第1項
- ② 同法第26条第1項
- ③ 同法第26条第6項
- ④ 同法第34条第1項
- ⑤ 同法第35条第1項
- ⑥ 同法第37条第1項

- 2 上記（理由）の事項に係る労働者派遣法違反について、その発生の経過を明らかに

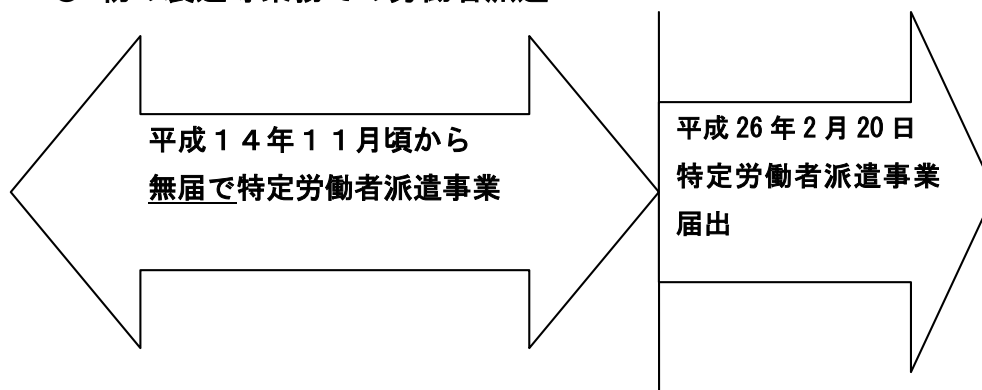
した上で原因を究明し、再発防止の措置を講ずること。

- 3 今後、労働者派遣法に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

概 要

有限会社 ^{あらお} 新生 の労働者派遣法違反概要

◎ 物の製造等業務での労働者派遣



参考 労働者派遣法 (抄)

(特定労働者派遣事業の届出)

第16条 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、第5条第2項各号に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、同項第3号中「一般労働者派遣事業」とあるのは、「特定労働者派遣事業」とする。

(変更の届出)

第19条 特定派遣元事業主は、第16条第1項の届出書に記載すべき事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が特定労働者派遣事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

(事業停止命令等)

第21条

2 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律(次章第四節の規定を除く。)若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(契約の内容等)

第26条 労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。)の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じで派遣労働者の人数を定めなければならない。

- 一 派遣労働者が従事する業務の内容
- 二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所
- 三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項
- 四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間

六 安全及び衛生に関する事項

七 派遣労働者からの苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項

八 派遣労働者の新たな就業の機会の確保、派遣労働者に対する休業手当(労働基準法(昭和22年法律第49号)第26条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。第29条の2において同じ。)等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たつて講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項

九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあつては、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

5 第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について派遣元事業主から新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、第1項の規定により当該労働者派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣の役務の提供が開始される日以後当該業務について同条第1項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。

6 派遣元事業主は、第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

(就業条件等の明示)

第34条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

一 当該労働者派遣をしようとする旨

二 第26条第1項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るもの

三 第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について労働者派遣をする場合にあつては、当該派遣労働者が従事する業務について派遣先が同項の規定に抵触することとなる最初の日

(派遣先への通知)

第35条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

- 一 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名
- 二 当該労働者派遣に係る派遣労働者が期間を定めずに雇用する労働者であるか否かの別

(派遣元管理台帳)

第37条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 派遣先の氏名又は名称
- 二 事業所の所在地その他派遣就業の場所
- 三 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 四 始業及び終業の時刻
- 五 従事する業務の種類
- 六 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 七 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 八 その他厚生労働省令で定める事項

(改善命令等)

第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第23条第3項及び第23条の2の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第56条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。